

医師の働き方改革に関連して-病状説明などについてのお願い-

医療のあり方が変化して、患者さん・ご家族が治療を選ぶ時代になりました。病状の説明や治療方針の決定の相談にはどうしても長い時間がかかります。

入院中の患者さん・ご家族に病状などの説明をするため日程調整をする場面で、ご家族から「仕事が忙しいので、夜か休日にしか来られない」と言われることがあります。

医師は「うーん」と思いながら、仕方なく時間外にお話しすることもしばしばです。（もちろん、医師の都合でゆっくりした時間が取れず、時間外にお願いする場合があります。）

政府は「働き方改革」を推進すべく、様々な取り組みを行っていますが、医療においても過日の「研修医過労死」をきっかけに「医師の働き方改革」が検討されています。

当院のように勤務医が不足している病院では、医師の勤務時間はどうしても長くなりがちです。

現在のような医師の偏在が続けば、働き方改革の実現は大変困難になり、さらに医師不足が加速する恐れがあります。

少しでも医師の負担軽減を実現し、働きやすい環境を整えることは、当院に医師を確保するために重要な対策と考えます。

厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」が昨年、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」を発表していますが、その中で「6 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組」として、いくつか取り上げている中で、

「勤務時間外に緊急でない患者の病状説明等の対応を行わないこと」を挙げています。

平日勤務時間内に時間を作って病院にお出でいただくには、「ご家族のために仕事を休むことを容認する文化」が広がる事が必要で、これも働き方改革の大事な一面と考えます。

なるべく医師を上手に利用していただき、医師の能力が十分発揮できる環境で医療を提供できるよう、ご理解・ご協力いただければ幸いです。

また、同じく「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」の提言では、

- ・ 夜間休日に受診するか迷ったら電話相談#8000などに相談する
- ・ 夜間休日よりもできるだけ日中に受診する

などが挙げられていますので、こちらもどうぞ参考にしてください。

【院長 桑島 信】

